

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県病院局
福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月15日

福島県病院事業管理者 阿部正文

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の5項を加える。

（看護職員等処遇改善に係る病院等特殊業務手当の特例）

33 令和4年2月1日時点において診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和2年度における救急搬送件数が200件以上の病院に勤務する職員（病院医療職給料表(3)の適用を受ける職員に限る。）については、第21条第1項各号に掲げるもののほか、病院等特殊業務手当を支給する。

34 前項の手当の額は、1月につき3,300円とする。

35 附則第33項に定める病院等特殊業務手当の支給を受ける職員が、その他の手当の支給を受ける場合は、第22条の規定により計算したその他の手当の額に前項の額を加算した額を支給する。

36 職員の特殊勤務手当に関する条例第34条第1項の規定は、附則第33項に定める病院等特殊業務手当には、適用しない。

37 附則第33項に定める病院等特殊業務手当の支給方法は、職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成13年福島県人事委員会規則第18号）第31条、第32条第1項及び第33条の規定にかかわらず、給料の支給方法の例による。

附則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定は、令和4年2月1日から適用する。

（病院経営課）